

民事慣例類集から見る婿養子慣行  
—婿養子は結婚か、養子か—

大沼 洋文(麗澤大学大学院)

婿養子は「婚姻」と「養子縁組」を一度に行う慣行である。しかし、今日までの研究では婿養子を「養子」と捉えるべきか、「結婚」捉えるべきか、その定義は定まっていない。婿養子を「養子」としてだけでなく、「婚姻」を含め広い視野で観察することによって「婿養子」像をより明確にすることが期待出来る。本報告では江戸時代後期から明治初頭（以後、近代移行期と記す）の慣例が記録されている「民事慣例類集」を「婿養子」の視点から分析し、当時の村落住民の慣行から婿養子が「結婚か、養子か」を検討することを目的とする。

竹内が『家族慣行と家制度』（1969 恒星社厚生閣）において行った近代以前の養子の類型では、家の継承を目的とした「跡取養子」の一つとして、婿として妻の家に養子と婚姻を同時に行う「ムコ養子」を示している。その後の研究によって、婿養子には即席の労働力としての役割が指摘（上村正名「労働力確保の観点による養子」竹内亘「養子の概念と目的」『擬制された親子』三省堂 1988）され、婿養子には継承と労働力に対する期待が寄せられていることがわかる。

近代移行期の婿養子に関する先行研究は、主に法制史と歴史人口学の立場が挙げられる。法制史の分野では高木侃による「養子縁組証文」「離縁状」を用いた研究が、歴史人口学の分野では黒須・落合(2002「人口学的制約と養子」『近代移行期の家族と歴史』ミネルヴァ書房)、戸石(2017『むらと家を守った江戸時代の人びと—人口減少地域の養子制度と百姓株式—』農山漁村文化協会)らによる「戸籍」や「宗門改帳」を用いた実証的研究が挙げられる。それらをまとめると、世帯・百姓株の継承としての養子、ライフコースとしての養子の実態、村落と養子慣行の関係が示され、それらの中で婿養子は女性のみで世帯にとって世帯継承のための重要な手段だが、あくまで世代間の中継的な役割にすぎないとされる。

これらから、養子慣行は世帯と村落が存続のために必要で、日常的な慣行であったといえる。婿養子もその例に漏れないが、婿養子は依然として「養子」の1タイプとして扱われている。そもそも婿養子を養子として扱うべきか、婚姻の一形態と捉えるべきではないかという議論はまだ行われていない。

そこで慣例からの視野を導入することによって、婿養子の姿をより明確に描き出すことが期待出来る。明治十年版『民意慣例類集』と明治十三年版『全国民意慣例類集』（以下総称して慣例類集と記す。）は、明治政府が民法編纂のために、各県庁が推薦した村の首長に対して行った聞き取り調査の結果をまとめたものである。本稿で使用するデータは、ユーラシアプロジェクトの一環（「ユーラシア社会の人口・家族構造比較史研究」1995-1999 代表:速水融）でデジタル化され、現在は麗澤大学人口家族史研究プロジェクト室(以下 PFHP と表記)に所蔵されている。

報告者が「民事慣例類集からみる近代移行期日本の養子慣行」(2008)において「民事慣例類集」を養子慣行の視点で分析を行った。その結果、養子の諸手続きなどにおいて婚姻の関連との一定の共通性が確認された。一方で、婚姻とは異なる養子に持参金を持たせる慣例の存在が確認できた。ただし婿養子に関しては、養子の章に記された慣例を確認したのみで、他の章に収録された慣例は分析がなされていない。つまり婿養子の独自性の検討をしていなかったといえる。本報告の独自性はまさに婿養子を当時の慣行から紐解く点である。「慣例類集」を概観すると、「婿」が含まれる慣例は48件確認できる。この数字は「婿養子」が含まれる慣例23件のおよそ倍である。この差分の25件は主に「婚姻」「失踪」「家督相続」の3つの章に属する慣例である。今回は婿養子を養子としてだけでなく婚姻の一形態としても捉えるため「婿」が含まれる慣例文を調査の対象とする。

「婚姻」「失踪」「家督相続」の慣例文を分析すると、婿養子を積極的に家の相続、そして労働力としての期待が直接記されている慣例文が新たに確認できた。特に労働力の期待に関しては、その他の養子慣行には見られない特異な点である。婿養子は本質的に養子と異なるものなのか、婚姻の一形態と捉えるべきか、単純に人口学的制約によるものなのか、これらを慣行から浮かび上がらせることが期待出来る。

(キーワード: 民事慣例類集、婿養子、結婚)